

## 環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2012年度)

### 1. はじめに

#### (1) 異議申立手続<sup>1</sup>の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境ガイドライン<sup>2</sup>遵守を確保するため、環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、②環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して2003年10月より導入したものです。

#### (2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

#### (3) 国際協力銀行の組織変更

国際協力銀行は、2011年5月2日に公布・施行された株式会社国際協力銀行法に基づき、2012年4月、株式会社日本政策金融公庫から分離され、新たに政府100%出資の政策金融機関として設立されました。

---

<sup>1</sup> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」  
<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/pdf/disagree-2012.pdf>

<sup>2</sup> 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

[http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/business/pdf/pdf\\_01.pdf](http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/business/pdf/pdf_01.pdf)

## 2. 新環境ガイドライン担当審査役の就任について

2012年10月より以下の二人の専門家が新たに環境ガイドライン担当審査役に就任しました。

早瀬 隆司氏（はやせ たかし;写真左）

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授。

昭和52年、京都大学大学院工学研究科修士課程修了後、環境庁（現環境省）入庁。平成3年よりインドネシア共和国環境管理庁政策アドバイザー、通産省（現経済産業省）工業技術院総務部国際技術調査室長等を歴任後、平成9年より現職。平成15年、九州大学博士（工学）。

最近の研究テーマは、環境政策の決定と住民の参加、開発途上国の環境問題と持続可能な開発など。著書として、『環境科学へのアプローチ—人間社会系』（2001年、九大出版会、共著）、『地球環境問題と環境政策』（2003年、ミネルヴァ書房、共著）、『地域環境政策』（2012年、ミネルヴァ書房、共著）などがある。

松尾 弘氏（まつお ひろし;写真右）

慶應義塾大学大学院法務研究科教授。

昭和62年、慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。平成2年、一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得。横浜市立大学商学部助教授、横浜国立大学大学院国際社会科学部教授を経て、平成15年より現職。専門は民法・開発法学。研究領域は、ガバナンスと法、開発途上国への法整備支援、民法の解釈・立法論、財産権論など。近著に、『良い統治と法の支配』（2009年、日本評論社）、『民法の体系（第5版）』（2010年、慶應義塾大学出版会）、『財産権の保障と損失補償の法理』（2011年、大成出版社）、『民法改正を読む』（2012年、慶應義塾大学出版会）、『開発法学の基礎理論』（2012年、勁草書房）などがある。



### **3. 2012 年度活動報告**

#### **(1) 異議申立**

2012 年度(2012 年 4 月～2013 年 3 月)は、異議申立の受領はありませんでした。

なお、2011 年度当行が手続き開始の決定を留保したパナマ運河拡張プロジェクトに係る異議申立については、他国際機関等の手続きの進捗状況等につき、引き続き情報収集を行いました。

#### **(2) 広報活動**

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

#### **(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議**

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続が 10 数年前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 80 件以上の異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも長い歴史を持っています。

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004 年から情報共有・意見交換を行うための非公式会合を開催しています。その第 9 回会合が 2012 年 9 月ルクセンブルクにて、欧州投資銀行(EIB)主催で開催されました<sup>3</sup>。この会合においては、各機関の経験と問題意識を基に、「リオ+20」の成果、コンプライアンス審査と仲裁プロセスのあり方、インデペンデント・アカウントビリティ・メカニズム(IAM)の特徴/方向性/ベスト・プラクティス、協調融資案件におけるIAMの機能、人権行使のためのIAMの有効性と成果、IAMグループの可視化、並びに各機関の活動状況及び事例等の各項目について、活発な意見交換が行われました<sup>4</sup>。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

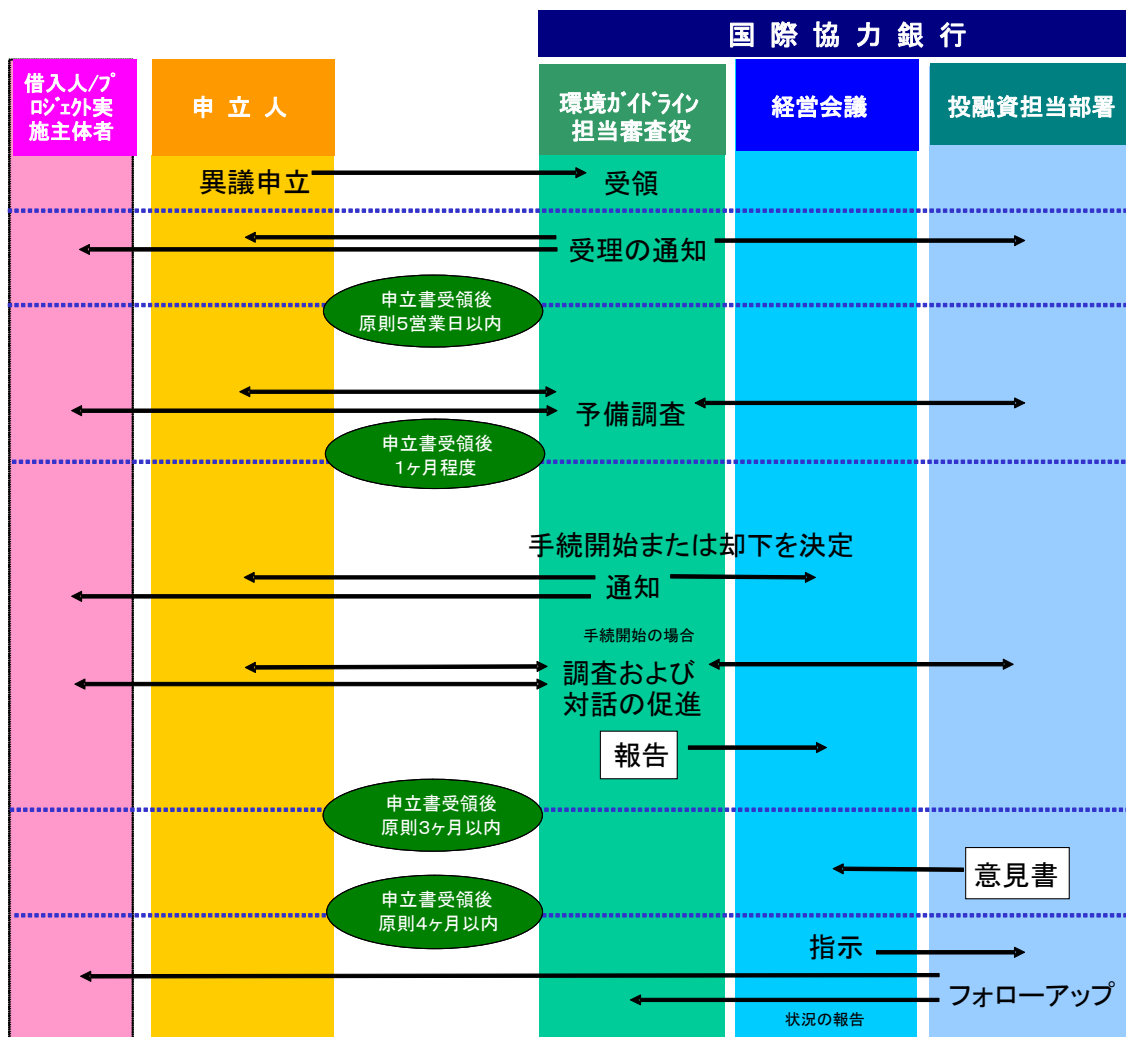
---

<sup>3</sup> 参加機関: 世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB アカウントビリティ・メカニズム、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インデペンデント・レビュー・メカニズム、EIB コンプレイント・メカニズム、EU オンブズマン、OPIC オフィス・オブ・アカウントビリティ、加オフィス・オブ・エクストラクティブ・セクター・コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ・カウンセラー、UNDP オフィス・オブ・オーディット・インヴェスティゲーションズ、BSTDB インターナル・オーディット・デパートメント、NIB オフィス・オブ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー、NEXI 環境ガイドライン審査役、JBIC 環境ガイドライン担当審査役

<sup>4</sup> この他、同じタイミングにてサイドイベントも行われ、本会合参加者と、市民団体関係者や学術関係者との交流が図られました。

## 参考:異議申立の手續

### (1)手續の流れ



### (2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行  
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) [sinsayaku@jbic.go.jp](mailto:sinsayaku@jbic.go.jp)

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/index.html>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行  
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望  
しますか (いずれかに○をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある  
重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立  
人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束しま  
す。

以 上